

④公示（参加意思確認公募）

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記のとおり特定者以外に参加意思を有し、参加要件を満たす者の有無を確認する公示を行います。

2019年10月15日

独立行政法人国際協力機構
東京センター 契約担当役 所長

調達管理番号	19c01155000000
調達件名	官民連携による上水供給行政システム・技術向上
業務種別	事業委託契約-本邦研修員受入事業-国別研修
仕様等	業務仕様書による
履行期間	2019年12月9日 ～ 2020年3月18日
選定方法	参加意思確認公募（詳細は業務仕様書による）
特定者	
競争参加資格	<p>【事業委託契約-本邦研修員受入事業】公告・公示日において有効である全省庁統一資格を有すること。または、当機構の審査により同等の資格を有すると認められたもの。</p> <p>日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。</p> <p>その他、細則参加資格および業務仕様書に記載の参加要件に該当すること</p>
競争参加資格確認申請期限	2019年10月28日 17時00分
契約担当部署	<p>東京センター経済基盤開発・環境課</p> <p>電話番号：03-3485-7652</p> <p>メールアドレス：ticttee@jica.go.jp/Tsunoda.Satoko2@jica.go.jp</p>
その他	その他詳細は業務仕様書による
独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則参加資格	<p>以下のいずれにも該当しないこと</p> <p>(1) 当該契約を締結する能力を有しない者</p> <p>(2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>(3) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者</p> <p>(4) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者</p>

情報の公表について	<p>本競争への参加を以て、選定結果情報、契約情報（法人、個人、団体名（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員も同様）を含む）の公表に同意したものとみなします。</p> <p>機構の契約に関する情報の公表の基本方針は下記ウェブサイトの通りです。</p> <p>「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html</p>
-----------	---

以上

**2019 年度インドネシア国別研修
「官民連携による上水供給行政システム・技術向上」に係る
参加意思確認公募について**

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下「JICA東京」という。）は、下記の業務について、参加意思確認書（様式1）の提出を公募します。

本業務はインドネシアから研修員として日本に招いた水道所管省庁（公共事業・国民住宅省）とインドネシア水道協会の幹部職員及び実務担当職員に対し、公共事業・国民住宅省とインドネシア水道協会の将来的な役割分担の整理に係る所定の案件目標を達成するために必要な知識に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、公益社団法人 国際厚生事業団（以下、「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、1989年度から2019年度まで継続的に課題別研修「水道管理行政及び水道事業経営」を実施し、計500名程度の研修員を受け入れてきたほか、アジア地域を中心とする開発途上国を対象にした厚生分野の人材育成事業を行ってきました。また本研修は、特定者に属する職員が2014年～2018年までインドネシア国にJICA専門家として派遣されていた中で、インドネシア政府と共に同国の制度や政府の役割を考える中で要請されたものです。上記に加えて、特定者は本研修に関係する厚生労働省や日本水道協会と普段よりネットワークを有し、かつ本研修の第1回目を受託しており、研修事業を通じた人材育成の知見に加えて、本研修の実施に必要な知見・ノウハウ等の両方をあわせ持つほぼ唯一の機関であり、以下の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

記

1. 業務内容

(1) 業務名：

2019 年度インドネシア国別研修「官民連携による上水供給行政システム・技術向上」コース研修委託業務

(2) 担当部署：JICA 東京 経済基盤開発・環境課

(3) 業務内容：「研修委託業務概要」（別添）のとおり

(4) 受入期間：2020年1月19日～2020年2月1日（予定）

(5) 契約履行期間

2019年12月上旬～2020年3月中旬（予定）

2. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 公示日において、平成28・29・30年度もしくは令和元・2・3年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下、「全省庁統一資格」という。）を有する者。
なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。
- ② 一般契約事務取扱細則第4条第1項の規定に該当しない者。
具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
 - ・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- ④ 日本国で試行されている法律に基づき登記されている法人である者。
- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者（以下、「提出者」という。）は、以下のいずれにも該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

ア. 提出者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。

イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。

ウ. 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。

エ. 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益

を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。

オ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

カ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

キ. 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。

ク. その他、提出者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体に条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件

①業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。

②本研修受託者は、本研修の主たる講義で講師を派遣する厚生労働省及び日本水道協会から、事前に協力の承諾を得ていること。

③業務総括者は水道分野の研修実施の経験を有すること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出 (様式1)	提出期間	2019年10月28日(金) 17時まで
	提出場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	提出書類	参加意思確認書、2(1)応募要件に求められる実績等を証明する資料(写し可) ※詳細は欄外参照のこと。
	提出方法	持参、郵送、又はメール (※持参の場合は、平日10:00から17:00まで《正午から14:00までは除く》に上記提出場所へ持参のこと。 郵送《配達記録の残るものに限る》の場合は提出期限必着。 メールの場合は、下記(4)の留意点を参照の上、下記(4)記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。)
(2) 審査結果の通知	発送日	2019年11月1日(金)まで
	通知方法	郵送、又はメール
(3) 応募要件無し の理由請求	請求場所	JICA 東京 経済基盤開発・環境課
	請求方法	持参、郵送、又はメール (※持参の場合は、平日10:00から17:00まで《正午から14:00までは除く》に上記提出場所へ持参のこと。 郵送《配達記録の残るものに限る》の場合は提出期限必着。 メールの場合は、下記(4)の留意点を参照の上、下記(4)記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。)
	請求締切日	2019年11月7日(木) 12時まで
	回答発送日	2019年11月14日(木)
	回答方法	郵送、又はメール
	(4) 提出場所・メールアドレス	〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5 JICA 東京 経済基盤開発・環境課 (担当:角田 聡子) 電話:03-3485-7652 メールアドレス: ticttee@jica.go.jp/ Tsunoda.Satoko2@jica.go.jp

※提出書類について

A. 全省庁統一資格を有する者

- 1) 参加意思確認書（様式1）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 平成28・29・30年度もしくは令和元・2・3年度全省庁統一資格の資格審査結果通知書の写し
- 3) 誓約書（様式3）

B. 全省庁統一資格を有していない者

- 1) 参加意思確認書（様式2）及びその添付書類（法人概要、パンフレット等）
- 2) 登記簿謄本（写）
- 3) 財務諸表（直近1か年分）（写）
- 4) 納税証明書（その3の3）（写）
- 5) 営業経歴書（過去1年間の事業実績を示す資料など）
- 6) 誓約書（様式3）

【メール送信の際の留意点】

- ・ メールを受信制限があるところ、送付メールの容量は3MB以下とすること。
- ・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書（様式1）のPDFデータを受領後1営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）のURLと、同URLにログインするためのIDとパスワードをメールで送付する（ただし、パスワードについては、別メールにて送付する）。同URLにアクセスし、IDとパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ報酬願います。
- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送又は持参で提出すること。
- ・ JICA東京では、受信内容を確認の上、24時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の17時までに）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から24時間以内の問い合わせは原則受付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めません。

- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 契約書作成の要否：要
- (12) 共同企業体の結成：認めます。
- (13) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」
(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/index.html>)にて公開中。
- (14) 情報公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称及び契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

以 上

2019年度 インドネシア国別研修「官民連携による上水供給行政システム・技術向上」 研修委託業務概要

1. 研修コース概要

【研修コース名】

2019年度 インドネシア国別研修「官民連携による上水供給行政システム・技術向上」

【背景】

インドネシアの水道事業のサービス供給は、各市・県の下に位置付けられる水道公社（PDAM）が実施している。一方、水道行政に関しては、公共事業・国民住宅省が政策官庁となり、インフラ整備に限らず、組織強化や人材育成といった幅広い分野の制度構築や実施に直接関与しているが、それに対応できるスタッフの人数、能力の不足により、国民にとって十分な内容の水道サービスの提供の実現が困難な状況にある。

一方、インドネシアの水道協会である PERPAMSI は、協会会員である PDAM の人的資源等を含めて、技術・人材を蓄積してきており、今後インドネシア全土で水道インフラの整備や水道事業体の経営や維持管理を実施していくにあたって、その人材と技術、現場施設等をもって貢献することが期待されている。

中央政府が政策形成や基準整備を行う役割を担いつつ、水道分野において PERPAMSI はそれらを実現させていく役割、すなわち地方政府水道担当部局や水道公社等の組織・人材の能力を高め、インフラ整備にあたっての管理能力向上や導入機材や技術の向上を促すといった役割分担をもって、水道事業全体の強化を進めていきたいとする意向を中央政府が持っている。そのため、インドネシアの水道行政システムを改善・向上させる一助として、日本の制度を参考にするため、本研修実施の要請があった。

【案件目標】

公共事業・国民住宅省とインドネシア水道協会の将来的な役割分担の整理の方針を定めた政府文書（案）のたたき台がドラフトされる

【研修で達成される成果】

1. 日本における水道事業の全体像を理解した上で、規制監督機関としての省庁の役割と、水道サービスを提供する水道事業体と、水道事業体の支援のために設立された日本水道協会の役割を理解する。
2. インドネシアの水道関連法制度及び各機関の役割と、その実態と問題点を明確にする。
3. 日本水道協会の担う事業、業務内容を理解する。

4. 日本とインドネシアの違いを比較させることで、インドネシアにおける官（公共事業・国民住宅省）と関連組織（PERPAMSI）の役割分担のあるべき姿が検討される。
5. 講義・視察等から得た知見、並びに上記4で検討したインドネシアの今後の役割分担案を実行に移すためのアクションプランを検討し、帰国後に取り組むべき自国における改善案を作成する。

【研修期間】（予定）

全体受入期間：2020年1月19日～2020年2月1日

技術研修期間：2020年1月20日～2020年1月31日

【対象国】

インドネシア

【人数】合計10名（予定）

【対象研修員】

- (1) 公共事業・国民住宅省の幹部職員及び実務担当職員※
- (2) インドネシア水道協会の幹部職員及び実務担当職員※
(※ 必要に応じて、その他水道関連組織からの参加を認める)
- (3) 工学系（土木、衛生、環境）大学卒業者又はそれと同等の資格を持っている者
- (4) 十分な英語力（会話・記述）を備えている者
- (5) 心身ともに研修に適した健康状態である者

【使用言語】

インドネシア語

【研修概要】

(1) 研修事業で実施する主たる活動案

本邦研修を中心に、主に以下の活動を実施する。

- ・日本における政府及び日本水道協会等の水道関連組織の役割分担の状況について、正しく理解するための講義、ディスカッション等
- ・インドネシアの水道行政の状況の再確認及び各組織における課題の抽出等のための課題レポート作成と本邦研修時の最終化
- ・日尼双方の水道政策の状況について、具体的な比較分析作業
- ・比較分析を通じた、インドネシア側による具体的な改善プラン（アクションプラン）の作成
- ・アクションプランに基づく、インドネシアにおける諸制度の改善（政府文書の

ドラフト) (案件目標)

(2) 3年の活動スケジュールと内容(案):

1. 初年度の本邦研修(実施済)

- ・ インドネシアの政策官庁の幹部職員が、制度に関する講義や規格・認証業務などの視察を通じて、日本の水道行政にかかる制度の要点について、理解する。
- ・ 日本の制度体系からインドネシアで活用可能な部分を抽出する。
- ・ インドネシアの制度改善の方向性を、意見交換やアクションプランの作成作業を通じて打ち出す。

2. 2年次の本邦研修:

初年度の研修成果(アクションプラン)の実施に際して、具体的検討が進む中で明らかになる新たな課題に対して、繰り返し日本の制度説明、ノウハウ・経験の説明を行う。

(ア) 2年次

- ・ インドネシア側が検討している改善策(アクションプラン)を実行に移すために、新たにでてきた具体的な課題を整理する。
- ・ 明らかになった課題に対する助言を行うにあたって、参照すべき日本の事例(知見や経験)を本邦研修で確認する。
- ・ 明らかになった課題に対して、日本の経験に基づき助言する。
- ・ 初年度のアクションプランの改善策について、日本側関係者と議論し、アクションプランの内容を更新する。
- ・ 政府文書の第一稿を作成する。

2. 業務の範囲及び内容

(1) 研修実施全般に関する事項

- ① 日程・研修カリキュラムの作成・確認、調整
- ② 研修実施に必要な経費の見積もり及び経費処理
- ③ 研修実施要領の確認(評価項目・評価基準の策定)
- ④ コース評価要領の作成
- ⑤ 研修員選考への協力
- ⑥ JICA 東京その他関係機関との連絡・調整
- ⑦ 研修監理員との調整・確認
- ⑧ プログラムオリエンテーションの実施への協力
- ⑨ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑩ 研修員の技術レベルの把握
- ⑪ 各種発表会の実施への協力
- ⑫ 研修員作成の各種レポートの分析・評価の取りまとめ
- ⑬ 研修員からの技術的質問への対応

- ⑭ 評価会への出席、実施補佐
- ⑮ 閉講式への出席、実施補佐
- ⑯ 反省会への出席
- ⑰ 講義、視察の評価

(2) 講義（演習・討議等含む）の実施に関する事項

- ① 講師の選定・確保
- ② 講師への講義依頼文書の発出
- ③ 講義室及び使用資機材の確認
- ④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認（著作権処理を含む）
- ⑤ 講義実施時の講師への対応
- ⑥ 講師謝金の支払い
- ⑦ 講師への旅費及び交通費の支払い
- ⑧ 講師もしくは所属先への礼状の作成・送付

(3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項

- ① 視察先の選定・確保
- ② 視察依頼文書もしくは同行依頼文書の作成・送付
- ③ 視察謝金等の支払い
- ④ 視察先への礼状の作成と送付

(4) 事後整理

- ① 業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）作成
- ② 経費精算報告書作成
- ③ 情報配置報告書作成

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書及び経費精算報告書を各1部、技術研修終了後速やかに（契約書記載の期限まで）に提出する。

（注）本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更される可能性があります。

*** 全省庁統一資格を有している場合 ***

2019年 様式 1
月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2019年度インドネシア国別研修「官民連携による上水供給行政システム・技術向上」に係る参加意思確認公募について応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

*** 全省庁統一資格を有していない場合 ***

様式 2

年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター 契約担当役
所長 木野本 浩之 殿

提出者 (法人番号)
(所在地)
(貴社名)
(代表者役職氏名)

2019年度インドネシア国別研修「官民連携による上水供給行政システム・技術向上」に係る参加意思確認公募において、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 組織概要

※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。

2 応募要件に関する記述

※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。

※ サイズ：A 4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

3 付属書類

- ・ 登記簿謄本（写）
- ・ 財務諸表（直近 1 か年分）（写）
- ・ 納税証明書（その 3 の 3）
- ・ 営業経歴書（過去 1 年間の事業実績を示す資料など）

以上

提出日： 年 月 日

誓 約 書

独立行政法人 国際協力機構
東京センター
契約担当役 殿

2019 年度インドネシア国別研修「官民連携による上水供給行政システム・技術向上」の実施に係る競争参加資格の確認を受けるに際し、以下に記載の事項について誓約します。

なお、当該記載事項に係る誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、競争参加資格が無効となることに同意します。

住 所
法 人 名
法 人 番 号
役 職 名
代 表 者 氏 名 役職印

1 反社会的勢力の排除

競争から反社会的勢力を排除するため、以下のいずれにも該当しないこと。

- ア. 競争参加者の役員等（競争参加者が個人である場合にはその者を、競争参加者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。

- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

2 個人情報及び特定個人情報等の保護

社として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。

（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ア. 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- イ. 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ウ. 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- エ. 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

以 上